

## 理事会運営細則

1. 理事会は日本実験動物医学会会則において定められたことのほか、本細則に基づいて運営される。

2. 理事会の構成は選挙で選出された7名と、会長指名理事（3名以内）の計10名以内とし、理事会に下記担当理事をおく。

（1）庶務

（2）会計・事務局

（3）渉外

3. 会長が必要と認めたものは理事会への出席を求める事ができる。ただし議決権はない。

4. 理事会の審議は会長が議長を務める。採決は議長以外の理事の投票により、過半数の賛成を必要とする。賛否同数の場合は議長の決定による。

5. 理事会のメーリングリストを使用し審議を行うことができる。審議及び採決の方法は条項4.と同様とする。

6. 理事会は毎年1回以上開催する。

7. 本細則の改廃は理事会の議決による。

本細則は平成5年4月1日より実施する。

本細則は平成17年4月15日より実施する。

本細則は平成25年4月1日より実施する。

本細則は令和元年5月14日より実施する。